

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 9 年神奈川県規則第 113 号）

新	旧
<p>(排煙の測定)</p> <p>第32条 条例第27条に規定する規則で定める事業者は、次の各号に掲げる物質の種類ごとに、当該各号に定める事業者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 炭化水素系特定物質(別表第4の2の(1)の表に掲げる物質をいう。以下同じ。)炭化水素系特定物質を排出する指定事業所及び土壤汚染対策法第22条第1項の許可に係る同項に規定する汚染土壤処理施設(以下「法許可汚染土壤処理施設」という。)(汚染土壤処理業に関する省令第1条第3号に規定する埋立処理施設及び同条第5号に規定する自然由来等土壤利用施設を除く。)を使用する指定外事業所の事業者(資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下であって常時使用する従業員の数が300人以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の個人を除く。第6号において同じ。)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(排煙の測定)</p> <p>第32条 条例第27条に規定する規則で定める事業者は、次の各号に掲げる物質の種類ごとに、当該各号に定める事業者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 炭化水素系特定物質(別表第4の2の(1)の表に掲げる物質をいう。以下同じ。)炭化水素系特定物質を排出する指定事業所及び土壤汚染対策法第22条第1項の許可に係る同項に規定する汚染土壤処理施設(以下「法許可汚染土壤処理施設」という。)(汚染土壤処理業に関する省令第1条第3号に規定する埋立処理施設を除く。)を使用する指定外事業所の事業者(資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下であって常時使用する従業員の数が300人以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の個人を除く。第6号において同じ。)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(汚染土壤による埋立て等)</p> <p>第48条の7 条例第58条の3第1項第4号に規定する規則で定める埋立て等は、次に掲げる埋立て等とする。</p> <p>(1) <u>汚染土壤の処理のため特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するための措置を講じて行う汚染土壤の埋立て又は盛土</u></p> <p>(2) <u>汚染土壤の処理のため指定事業所(条例別表第1の51の2の項に掲げる作業を行う指定施設を設置するものに限る。)において行う汚染土壤の一時的な堆積</u></p> <p>(3) <u>汚染土壤の積替えのため特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するための措置を講じて行う汚染土壤の一時的な堆積</u></p> <p>(4) <u>土壤汚染の除去等の措置のため汚染された土地を含む一連の敷地内で行う汚染土壤の一時的な堆積</u></p> <p>(5) <u>土壤汚染の除去等の措置のため汚染された土地内で行う汚染土壤の埋め戻し</u></p>	<p>(生活環境を保全するために必要な措置)</p> <p>第48条の7 条例第58条の3第1項ただし書の規則で定める措置は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める措置とする。</p> <p>(1) <u>汚染土壤の処理のため、汚染土壤の埋立て又は盛土を行う場合 法許可汚染土壤処理施設において行うこと又は特定有害物質若しくはダイオキシン類若しくはこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出若しくは地下への浸透を防止するための措置を講ずること。</u></p> <p>(2) <u>汚染土壤の処理のため、汚染土壤の一時的な堆積を行う場合 指定事業所(条例別表第1の51の2の項に掲げる作業を行う指定施設を設置するものに限る。)又は法許可汚染土壤処理施設において行うこと。</u></p> <p>(3) <u>汚染土壤の積替えのため、汚染土壤の一時的な堆積を行う場合 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するための措置を講ずること。</u></p> <p>(4) <u>土壤汚染の除去等の措置のため、汚染された土地で汚染土壤の一時的な堆積を行う場合 当該汚染された土地を含む一連の敷地内で行うこと。</u></p> <p>(5) <u>土壤汚染の除去等の措置のため、汚染された土地で汚染土壤の埋め戻しを行う場合 当該汚染された土地内で行うこと。</u></p>

新	旧
<p>別表第4（第30条、第32条、第40条の4関係） 排煙の規制基準（炭化水素系物質） 事業所において発生する炭化水素系物質に係る規制基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設以外の指定施設並びに法許可汚染土壌処理施設（汚染土壌処理業に関する省令第1条第3号に規定する埋立処理施設及び同条第5号に規定する自然由来等土壌利用施設を除く。）に係る基準 (1)・(2) （略）</p>	<p>別表第4（第30条、第32条、第40条の4関係） 排煙の規制基準（炭化水素系物質） 事業所において発生する炭化水素系物質に係る規制基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設以外の指定施設並びに法許可汚染土壌処理施設（汚染土壌処理業に関する省令第1条第3号に規定する埋立処理施設を除く。）に係る基準 (1)・(2) （略）</p>
<p>別表第9（第33条、第37条関係） (略)</p>	<p>別表第9（第33条、第37条関係） (略)</p>
<p>備考 1～11 （略）</p> <p>12 排水の測定の方法は、ニッケル及びその化合物にあつては規格K0102の59に定める方法に、その他の排水指定物質にあつては環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示第64号」という。）に規定する方法による。この場合において、次に掲げる排水指定物質に係る排水の測定の方法は、それぞれ次に定める項目に係る排水の検定方法による。</p> <p>(1) フェノール類 フェノール類含有量</p> <p>(2) 銅及びその化合物 銅含有量</p> <p>(3) 亜鉛及びその化合物 亜鉛含有量</p> <p>(4) 鉄及びその化合物 溶解性鉄含有量</p> <p>(5) マンガン及びその化合物 溶解性マンガン含有量</p>	<p>備考 1～11 （略）</p> <p>12 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。</p> <p>(1) カドミウム及びその化合物 規格K0102の55に定める方法（ただし、規格K0102の55.1に定める方法にあつては、規格K0102の55の備考1に定める操作を行うものとする。）</p> <p>(2) シアン化合物 規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法</p> <p>(3) 有機^{りん}化合物 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはE P Nにあつては規格K0102の31.1に定める方法（ガスクロマトグラフ法を除く。）、メチルジメトンにあつては環境庁告示第64号付表2に掲げる方法</p> <p>(4) 鉛及びその化合物 規格K0102の54に定める方法（ただし、規格K0102の54.1に定める方法にあつては規格K0102の54の備考1に定める操作を、規格K0102の54.3に定める方法にあつては規格K0102の52の備考9に定める操作を行うものとする。）</p> <p>(5) 六価クロム化合物 規格K0102の65.2.1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料</p>

新	旧
<p>(6) <u>クロム及びその化合物</u> <u>クロム含有量</u></p> <p>(削除)</p>	<p>で検定が困難なものにあつては、規格K0102の65の備考11のb)の1)から3)まで及び規格K0102の65.1に定める方法)又は規格K0102の65.2.6に定める方法(ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)</p> <p>(6) <u>砒素及びその化合物</u> 規格K0102の61に定める方法</p> <p>(7) <u>水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</u> 環境庁告示第59号付表1に掲げる方法</p> <p>(8) <u>アルキル水銀化合物</u> 環境庁告示第59号付表2に掲げる方法及び環境庁告示第64号付表3に掲げる方法</p> <p>(9) <u>ポリ塩化ビフェニル</u> 規格K0093に定める方法又は環境庁告示第59号付表3に掲げる方法</p> <p>(10) <u>トリクロロエチレン</u> 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(11) <u>テトラクロロエチレン</u> 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(12) <u>ジクロロメタン</u> 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法</p> <p>(13) <u>四塩化炭素</u> 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(14) <u>1, 2—ジクロロエタン</u> 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法</p> <p>(15) <u>1, 1—ジクロロエチレン</u> 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法</p> <p>(16) <u>シス—1, 2—ジクロロエチレン</u> 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法</p> <p>(17) <u>1, 1, 1—トリクロロエタン</u> 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(18) <u>1, 1, 2—トリクロロエタン</u> 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(19) <u>1, 3—ジクロロプロペン</u> 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法</p> <p>(20) <u>チウラム</u> 環境庁告示第59号付表4に掲げる方法(ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。)</p> <p>(21) <u>シマジン</u> 環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法(ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとす</p>

新	旧
	<p>る。)</p> <p>(22) <u>チオベンカルブ</u> 環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法(ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。)</p> <p>(23) <u>ベンゼン</u> 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2に定める方法</p> <p>(24) <u>セレン及びその化合物</u> 規格K0102の67に定める方法</p> <p>(25) <u>ほう素及びその化合物</u> 規格K0102の47に定める方法</p> <p>(26) <u>ふっ素及びその化合物</u> 規格K0102の34.1、34.2若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c)(注⁽⁶⁾第3文を除く。)に定める方法及び環境庁告示第59号付表6に掲げる方法</p> <p>(27) <u>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</u> アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格K0102の42.2、42.3、42.5又は42.6に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格K0102の43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格K0102の43.2.5又は43.2.6に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法(ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあつては、当該方法に代えて規格K0102の43.2.1(c)12)及びc)13)の式中「$-C \times 1.348$」を除く。)又は43.2.3(c)7)及びc)8)を除く。)に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数0.2259を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。)</p> <p>(28) <u>1,4-ジオキサン</u> 環境庁告示第59号付表7に掲げる方法</p> <p>(29) <u>フェノール類</u> 規格K0102の28.1に定める方法</p> <p>(30) <u>銅及びその化合物</u> 規格K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法</p> <p>(31) <u>亜鉛及びその化合物</u> 規格K0102の53に定める方法</p> <p>(32) <u>鉄及びその化合物</u> 規格K0102の57.2、57.3又は57.4に定める方法</p> <p>(33) <u>マンガン及びその化合物</u> 規格K0102</p>

新	旧
<p>13 (略)</p>	<p>の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法 <u>(34) クロム及びその化合物 規格K0102の65.1に定める方法</u> <u>(35) ニッケル及びその化合物 規格K0102の59に定める方法</u> 13 (略)</p>
<p>別表第10(第33条、第37条関係) 公共用水域に排出される排水の規制基準(2) 事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質その他の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略) 備考 1～6 (略) <u>7 排水の測定の方法は、環境庁告示第64号に規定する方法による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(2) (略) 備考 1・2 (略) <u>3 排水の測定の方法は、環境庁告示第64号に規定する方法による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) (略) 備考 1・2 (略) <u>3 排水の測定の方法は、環境庁告示第64号に規定する方法による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(4) (略) ア (略) 備考 1～6 (略) <u>7 排水の測定の方法は、環境庁告示第64号に規定する方法による。</u></p>	<p>別表第10(第33条、第37条関係) 公共用水域に排出される排水の規制基準(2) 事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質その他の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略) 備考 1～6 (略) <u>7 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。</u> <u>(1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法</u> <u>(2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法</u> <u>(3) 浮遊物質 環境庁告示第59号付表9に掲げる方法</u></p> <p>(2) (略) 備考 1・2 (略) <u>3 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。</u> <u>(1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法</u> <u>(2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法</u> <u>(3) 浮遊物質 環境庁告示第59号付表9に掲げる方法</u></p> <p>(3) (略) 備考 1・2 (略) <u>3 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。</u> <u>(1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法</u> <u>(2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法</u> <u>(3) 浮遊物質 環境庁告示第59号付表9に掲げる方法</u></p> <p>(4) (略) ア (略) 備考 1～6 (略) <u>7 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に</u></p>

新	旧																		
<p>(削除)</p> <p>イ (略)</p> <p>備考 1 (略)</p> <p>2 <u>排水の測定の方法は、環境庁告示第64号に規定する方法による。</u></p>	<p><u>定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法</u></p> <p>(2) <u>化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法</u></p> <p>(3) <u>浮遊物質 環境庁告示第59号付表9に掲げる方法</u></p> <p>イ (略)</p> <p>備考 1 (略)</p> <p>2 <u>排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。</u></p>																		
<p>(削除)</p> <p>2 (略)</p> <p>備考 1～7 (略)</p> <p>8 <u>排水の測定の方法は、次に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>(2)及び(3)に掲げる項目以外の項目 環境庁告示第64号に規定する方法</u></p>	<p>(1) <u>生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法</u></p> <p>(2) <u>化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法</u></p> <p>(3) <u>浮遊物質 環境庁告示第59号付表9に掲げる方法</u></p> <p>2 (略)</p> <p>備考 1～7 (略)</p> <p>8 <u>排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>水素イオン濃度 規格K0102の12.1に定める方法</u></p> <p>(2) <u>ノルマルヘキサン抽出物質含有量 環境庁告示第64号付表4に掲げる方法</u></p> <p>(3) <u>大腸菌群数 下水の水質の検定方法に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)第6条に定める方法</u></p>																		
<p>(削除)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>																		
<p>別表第17 (第93条の2 関係)</p> <p>環境汚染の原因物質及び基準値</p> <p>1 媒体別分類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 水質</p> <table border="1" data-bbox="193 1603 799 2096"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>全シアン</td> <td>(略)</td> <td>規格K0102の38.1.2 (規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は環境庁告示第59号付表1に掲げる</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値	測定方法	(略)			全シアン	(略)	規格K0102の38.1.2 (規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は環境庁告示第59号付表1に掲げる	<p>別表第17 (第93条の2 関係)</p> <p>環境汚染の原因物質及び基準値</p> <p>1 媒体別分類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 水質</p> <table border="1" data-bbox="871 1603 1501 2096"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>全シアン</td> <td>(略)</td> <td>規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値	測定方法	(略)			全シアン	(略)	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法
物質	基準値	測定方法																	
(略)																			
全シアン	(略)	規格K0102の38.1.2 (規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は環境庁告示第59号付表1に掲げる																	
物質	基準値	測定方法																	
(略)																			
全シアン	(略)	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法																	

新			旧		
		方法			
(略)			(略)		
六価クロム	(略)	規格 K 0102 の 65.2 (規格 K 0102 の 65.2.7 を除く。) に定める方法 (ただし、規格 K 0102 の 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合には、規格 K 0170—7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)	六価クロム	(略)	規格 K 0102 の 65.2 に定める方法 (ただし、規格 K 0102 の 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合には、規格 K 0170—7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
(略)			(略)		
総水銀	(略)	環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法	総水銀	(略)	環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	(略)	環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法	アルキル水銀	(略)	環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
P C B	(略)	環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法	P C B	(略)	環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
(略)			(略)		
チウラム	(略)	環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法	チウラム	(略)	環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
シマジン	(略)	環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	シマジン	(略)	環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
(略)			(略)		
ふっ素	(略)	規格 K 0102 の 34.1 (規格 K 0102 の 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとしたものを用い、規格 K 0170—6 の 6 図 2 注	ふっ素	(略)	規格 K 0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 K 0102 の 34.1 c) (注 (6) 第 3 文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合には、これを省略することができる。) 及び環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法

新			旧		
		記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 K 0102 の 34.1.1c) (注 (2) 第 3 文及び規格 K 0102 の 34 の備考 1 を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法			
(略)			(略)		
1,4-ジオキサン	(略)	環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法	1,4-ジオキサン	(略)	環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
(略)			(略)		

備考 (略)
(3) 地下水

物質	基準値	測定方法
(略)		
全シアン	(略)	規格 K 0102 の 38.1.2 (規格 K 0102 の 38 の備考 11 を除く。)及び 38.2 に定める方法、規格 K 0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 K 0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
(略)		
六価クロム	(略)	規格 K 0102 の 65.2 (規格 K 0102 の 65.2.7 を除く。)に定める方法 (ただし、規格 K 0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格 K 0170—7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする

備考 (略)
(3) 地下水

物質	基準値	測定方法
(略)		
全シアン	(略)	規格 K 0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 K 0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 K 0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
(略)		
六価クロム	(略)	規格 K 0102 の 65.2 に定める方法 (ただし、規格 K 0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格 K 0170—7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)

新			旧		
		ては、これを省略することができる。)及び環境庁告示第59号付表7に掲げる方法			
(略)			(略)		
1,4-ジオキサン	(略)	環境庁告示第59号付表8に掲げる方法	1,4-ジオキサン	(略)	環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
備考 (略)			備考 (略)		
2 (略)			2 (略)		